

評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針
 政策整理番号 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

政策番号		施策体系				県民満足度		評価原素				
分野	基本方向 政策	政策名				満足度(政策)		政策評価シート(A)				
						重視度	満足度	政策評価シート(A)	政策評価シート(A)の内容			
		施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)	施策の必要性		政策評価シート(B)	政策評価シート(B)の内容		
優先度(順位)	優先度(割合)	施策・事業展開シート(C)	施策・事業展開シート(C)の内容									
1 - 1 - 3		子どもを安心して生み育てることができる環境づくり				80	60	政策評価シート(A)	適切	[施策群設定:適切]政策を実現するため7施策すべてが必要と認められる。「新みやき子どもの幸福計画」(宮城県次世代育成支援行動計画)に対応し、少子化の流れを変え、次世代を健全な育成を図るためにはこれらの施策を総合的に実施していくことが必要である。 [政策評価指標群:おおむね適切]設定されている4指標は適切と判断する。必要性を「大」としている6事業のうち3事業に指標が設定されており、残り3事業の施策1,2及び4については、国の影響が大きく、県の施策が直接影響する部分は少ないものと思われる。 [施策群の有効性:有効]政策全体の政策評価指標達成状況から「有効」、政策満足度結果から「おおむね有効」、社会経済情勢の点からは「有効」と判定した。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。		
		1	安心して妊娠・出産ができる母子保健の充実			4位	10.5%			大		
		2	出産や子育てのしやすい労働環境の整備			2位	26.3%			大		
		3	多様な保育サービスの充実	保育所入所待機児童数	C	6位	7.8%			大	[県関与・事業群設定:適切]本施策での県の役割は、国の補助金制度に基づいた県補助を行うとともに、一部事業については県単独補助金を交付することにより、市町村の保育施策を促進することである。保育所の整備、乳児保育・一時保育・延長保育の実施、地域子育て支援センターの運営、ファミリー・サポート・センターの設置促進等の事業構成となっており、全て施策目的を実現するために必要な事業である。 [事業群の有効性:おおむね有効]施策満足度は50.50と推移し若干の改善が認められる。政策評価指標「特別保育事業実施率」は目標値を達成しているが、「保育所入所待機児童数」は目標値にはるかに及ばない状況である。これは、都市部において特に予想を上回る保育需要があり、待機児童の解消が進まないためと分析する。保育所定員数は年々増加し、保育所入所児童数も年々増加している。また、各市町村がそれぞれの次世代育成支援行動計画に基づき、地域の保育ニーズに対応したサービスの充実に取り組んできている。 [事業群の効率性:おおむね効率的]施策満足度、政策評価指標の一部から効率性は確認できないものの、乳児保育・延長保育・一時保育・地域子育て支援センター事業・仕事と家庭両立支援事業については、事業実施のために必要な1か所当たりの経費から判断して、おおむね効率的と判断する。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。	
				特別保育事業実施率	A							[評価結果から抽出される課題と対応策] 地方財政自立改革(三位一体の改革)に伴い、17年度から保育所整備事業、延長保育促進事業は一般財源化・交付金化が図られ、市町村に直接税源移譲・交付されることになった。市町村への支援の内容を見直す必要がある。 [施策・事業の方向性] 県の補助金が廃止される事業があることから、保育の実施主体である市町村が地域の実情にあった保育対策を推進できるよう支援を行う。 一時保育・地域子育て支援センター等に対する補助事業を推進する。 幼保一元化の推進、総合施設の運営により、地域の実情にあった保育サービスの充実が図られるよう市町村を支援していく。 事業の推進にあたっては、地域の子育て支援の視点を重視していく。
4	子育て家庭の経済的な負担の軽減			1位	27.6%	大						

**評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針
政策整理番号 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり**

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・満足度調査を評価に使う場合、事業や施策の対象者がどういふ集団であるか切り出して分析しないと実態が把握できない。また、「圏域間の差」を意識して議論すべき。どこに集中的に財源投資すべきかにつながっていく。</p> <p>・施策1、2、4についても、指標を設定し県の果たすべき役割を探求すべきである。特に、「夫婦の出生力の低下」と「未婚率の増加」に適切に対応する施策が少子化の歯止めが必要。</p>	<p>・対象者を切り出して分析できるよう、アンケート項目(家族構成等)の見直しを次回調査までに検討する。なお、当事者の満足度のみで政策や施策全体を評価することは必ずしも適切でないとして認識しており、今後も県民全体の満足度を評価の基本とするが、対象者を特定した分析結果も、個別事業の効果的な展開を図る際の根拠となり得る等、有効な活用方法が期待できる。</p> <p>・「圏域間の差」を意識して議論するためには、関係部局に対し「圏域別施策満足度」を提供することが有効と考えられることから、提供のあり方を検討したい。</p> <p>・「夫婦の出生率の低下」や「未婚率の増加」の要因としては、経済的要因や個人の価値観の変化等様々な要因が考えられる。例えば、経済的要因については、この施策領域のみならず、経済・雇用政策の全般的な観点からも総合的に取り組む必要がある。また、個人の価値観の問題については行政が取り組む上で限界もあるが、子どもや家庭を持つことの意義について意識醸成に努めるとともに、子どもを持ちたいと願う人がそれを実現できるように不妊治療等への支援も含め環境を整備していきたい。</p> <p>また、政策1、2、4については、各施策の事情から現段階では政策の有効性の判断材料とするのに適当な指標の選定が難しく、設定できていないが、引き続き設定に向けて検討していきたい。</p>	
3	<p>・県の事業が本当に成果を挙げたかどうかの確認には、自己評価だけでなく、利用者なり第三者がどう見ているかという情報も同時に収集する必要がある。利用者の意向を把握しないと間違った意思決定をする危険がある。例えば、保育所が近くにあれば仕事を変えなくて済んだとか、違う職種に就けたと思っている人がいるとすると、待機者が減ってもやはり不満となる。これは、実態調査、利用者調査をしないとわからない。このように、政策評価指標「保育所入所待機児童数」は満足度と多少かい離が出てくる可能性はある。</p> <p>・政策評価指標「特別保育事業実施率」から何が言えるのか見えない。「一時保育」が2倍に増えても、実際に満足度が上がるとか待機児童が本当に減るといふことにはならないかもしれない。整備が遅れているところに1箇所できた方が、整備が進んでいるところに2箇所できるよりも意味のある場合がある。数だけではなかなか見えてこない。</p> <p>・特別保育を必要とする対象児童について、半年～1年のスパンで一時保育・延長保育の重複等の利用動態等を把握し、その原因を分析しなければ根本問題の解決にはならない。</p> <p>・地域によって特別保育実施に偏りが見られる。(気仙沼市、白石市は延長・一時保育がゼロ、多賀城市、大河原町は一時保育がゼロ等)原因を分析調査し事業展開を検討されたい。</p>	<p>・保育の実施主体である市町村は、平成16年度に次世代育成支援行動計画を策定するに当たって、住民のニーズ調査等を実施し、住民ニーズを把握した上で、目標事業量を設定して各種施策を推進することとしている。県においても、昨年度同様に行動計画を策定するに当たり、各市町村の目標事業量を尊重して、県としての目標事業量を設定している。県としては、各市町村が保育サービスの充実など、次世代育成支援行動計画の着実な推進を図るよう指導するとともに、その事業量達成のために努力しているところである。</p> <p>・政策評価指標「特別保育事業実施率」については、県として、より多くの保育所で特別保育への取組が行われることを目指していることから、現段階では他に適当な指標が見当たらないものである。なお、すべての保育所において、必要な特別保育のサービスがすべて実施されることが理想であることから、将来的には政策評価指標の見直しも必要と考えている。</p> <p>・特別保育についての住民ニーズの把握については、市町村において適切に実施されるよう、今後とも市町村の指導を行っていく。</p> <p>・地域によって取組に偏りが見られることについては、県としては今後とも、地域の保育ニーズに対応した保育サービスの充実が図られるよう、市町村の指導・支援を行っていく。</p>	

評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針
政策整理番号 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

政策番号		施策体系				県民満足度		評価原素			
分野	基本方向 政策	政策名				満足度(政策)		政策評価シート(A)			
						重視度	満足度	政策評価シート(A)		政策評価シート(A)の内容	
		施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)	優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 必要性	政策評価 シート(B)	政策評価シート(B)の内容
								施策・事業展開 シート(C)	施策・事業展開シート(C)の内容		
1-1-3 (続き)		5	子ども連れでも安心して活動できるまちづくり			7位	5.3%	中			
		6	子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実	不登校生徒の在籍者比率(出現率) 小学校	A	5位	8.1%	大	適切	【県関与・事業群設定:適切】本施策での県の役割は、国と連携を図りながら児童相談所等の体制を整備するとともに、市町村や民間団体への支援・助言等を行うことである。児童虐待をはじめ子どもとその家庭を巡る問題が話題とならない日はないといっても過言ではない今日において、いずれの事業もそのような現在の社会経済情勢を踏まえて適切に設定されている。 【事業群の有効性:有効】施策満足度は55.5 50 50と推移し事業群の有効性を確認することはできない。これは、県民の強い期待と高い要求の現れであると分析する。政策評価指標「児童相談所における児童虐待相談の相談率」は目標値を達成しており有効性が確認できるが、「不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)」は小学生は目標を達成している一方、中学生の部において初期値を下回っている状況にある。一方、事業業績では現下の厳しい財政状況の下、放課後児童クラブや母子保健虐待予防事業は着実に実績を重ねている。 【事業群の効率性:効率的】施策満足度の推移からは効率的とは言えないが、政策評価指標の推移(一部除く。)や地域子どもセンター(児童相談所)の相談件数全般は毎年伸びており、効率的に事業が実施されていると判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。	
				不登校生徒の在籍者比率(出現率) 中学校	C						
		児童相談所における児童虐待相談の相談率	A					拡大	【評価結果から抽出される課題と対応策】 「少子化の流れを変え、次世代育成支援に対する県民の要求に応えるため、次世代育成支援や虐待予防に向けた事業を重点的に推進する必要がある。 【施策・事業の方向性】 地方の長引く経済不況や子育てに対する不安を背景に、少子化や虐待等子どもをめぐる複雑・深刻な問題が増えている。この施策の必要性が増しており、次年度も拡大して実施すべきである。		
7	青少年の健全育成	引きこもり支援機関の設置数	A	3位	13.5%	大	おおむね適切	【県関与・事業群設定:おおむね適切】本施策での県の役割は、国が補助する(社)青少年育成国民会議と連携して、県レベルでの青少年健全育成を推進する目的で設立された「青少年のための宮城県国民会議」に対し補助・指導を行うことである。全ての青少年が健全に成長する環境整備を促進するため、青少年専門相談員の設置、有害環境の浄化、啓蒙普及活動、社会問題化している引きこもり者に対する社会復帰支援事業等多様な事業を総合的に推進することは、本施策目的を実現するために必要と判断される。 【事業群の有効性:おおむね有効】施策満足度は過去3回とも50点と低調であり有効とは言えないが、政策評価指標「引きこもり支援機関の設置数」は目標値を達成しており有効性が確認できる。また、社会的引きこもり社会復帰支援事業は、H16年度から新たに引きこもり相談窓口を各保健福祉事務所に設置したことに伴い業績指標が大幅に増加、さらに、青少年育成環境浄化事業における、有害図書指定数については減少傾向にあるなど、青少年を健全に育成するための環境整備が進んでいるものと推察される。 【事業群の効率性:おおむね効率的】施策満足度推移からは効率的とは言えない。さらに、青少年の非行の増加や引きこもり者の増加等は事業業績に対し負の相関となっており課題がある。一方、当該施策の中心的な事業である社会的引きこもり社会復帰支援事業は、事業費が2.3倍であるのに対し、引きこもり支援機関数は、4.5倍となっているため効率的と言える。全体的にはおおむね効率的に事業が実施されていると判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。			
								拡大	【評価結果から抽出される課題と対応策】 「悩みを抱えた青少年(高校中退、ひきこもり等)への対策が課題となっている。青少年主要課連絡調整会議等を開催し、青少年対策の問題点の把握、関係機関の連携強化のための新事業を検討している。 【施策・事業の方向性】 既存事業の実施だけでは青少年問題に十分に対応できない。特に悩みを抱えた青少年対策で新たな関係機関の連携強化策を検討する。 新たな青少年対策(中途退学者・無業青少年対策など)を早急に事業化し、知事部局、教育庁及び警察本部が連携して重点的に実施する。		

**評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針
政策整理番号 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり**

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・基本票B-3で「満足度は50と低調なのは要求水準が高い結果であり、効率性が低い結果ではない。」と言い切っている。根拠があればいいのだが、満足度は県民の目から行政を評価するいくつかの指標の一つであり、それを謙虚に受け止める姿勢がほしい。この部分の文章は不要ではないか。子育てに関係する年齢層でないと関心がない可能性があり、満足度は年齢層を絞って分析するとよい。事業や施策に係る集団にターゲットを絞ってやらないと、あいまいな結果となる。</p> <p>・不登校児童への支援事業については、心理士やカウンセラーなどの活動範囲が地域的に限定されており、対応しづらくなっている。「連携コーディネーター」を養成しながら、情報連携のネットワークを整備する必要がある。情報水準を高いレベルで共有できるよう、コーディネーターや関係者が回れるような仕組みづくりがいいのではないか。</p> <p>・中学校における不登校問題について、地域性(団地、農村部、漁村)や環境(自営業かどうか)を把握・分析した上で事業を進めるなどの記述があるとよい。なお、新しい「こどもの幸福計画」には教育委員会との連携について言及があるが、基本票を見ても読み取れない。</p> <p>・児童福祉法改正を契機として、子ども家庭課、児童相談所、県警、家庭裁判所等が連携し、不適格な親権者から子どもの人権を守るための法的対応への取り組みについて早急に検討する必要がある。</p>	<p>・御意見のあったような趣旨で記述をしたわけではないが、確かに誤解を与える表現であり、当該部分を削除することしたい。</p> <p>・不登校児童の適応指導教室の指導者研修等の支援を図りながらネットワーク化に努めている。</p> <p>・今後、教育委員会との連携が読み取れるよう、基本票の記述を工夫したい。</p> <p>・児童相談所と警察及び家庭裁判所との会議で法的対応を含め、連携を深めている。</p>	
4	<p>・一般県民の方々が、施策名「青少年の健全育成」をイメージするときに政策評価指標の「引きこもり」をイメージする割合は少ないのではないかと。また、「支援機関の設置数」となっているが、重要なのは何人に対応できたかであり、外と中の相談ローテーションを組まない今の体制では不十分ではないか。仕事をしない引きこもり者の正確な人数を把握するのは難しいが、政策評価指標にも関連することから把握方法について検討する必要がある。</p> <p>・健全育成の面では、煙草、麻薬、アルコールは習慣性が強いので、青少年の時期に止めることが重要。喫煙率や麻薬利用者の割合を政策評価指標としてはどうか。</p> <p>・「青少年育成県民運動推進事業」は、実体が空洞化しないよう対応策を講じることが望まれる。</p> <p>・現在、青少年を吸収するコミュニティの場が減っている。「県民会議」においても、落伍しないような状況を作る必要がある。</p> <p>・引きこもり者支援については、専門家が関与し、徐々に社会になじんでいけるようなプログラムが必要になる。また、相談内容を地域別も含めて分析することが重要である。それを根拠として連携すべき機関、対処すべき方針が導かれると思われる。</p>	<p>・現在の政策評価指標は、当該施策全体を表しているとは考えておらず、適切な指標について委員の意見を参考としながら今後検討していく。</p> <p>・また、引きこもり者の人数把握については、支援機関へ相談に訪れた人数を把握するしか方法はない。</p> <p>・中高生の喫煙率については、厚生労働省が全国規模で4年ごとに調査したデータが存在するが、当該調査は人口規模に応じた標本抽出を行っているため、各県ごとの集計結果がその県の生徒の実態を正確に反映してはいない。ゆえに、喫煙率を評価指標として採用することは技術的に困難と懸念される。</p> <p>・「青少年のための宮城県民会議」の内部において検討中の役員(推進指導員・指導員)の役割見直しを適正に推進されるよう、指導・助言していく。</p> <p>・「県民会議」による育成活動の更なる充実と、青年育成推進事業の展開により、青少年に対するコミュニティの吸引力を高める方向で努力する。</p> <p>・今後もその人数を地域別(各保健福祉事務所)で把握するとともに、相談内容についても、その内容を分類しデータ整理をしていく。</p> <p>・また、引きこもり相談に関する関係機関との連携については、民間及び各保健福祉事務所等が一同に会って検討会議を行っているとともに、個々の相談についても、随時学校の先生等関係者と連携をとりつつ相談業務を行っている。</p>	